

# Lesson 15 「武士と荘園公領制」

～ Logical - 通史理解「日本史探究」疾風 Watabe 塾 ～

## 【開発領主と武士団】

### ①開発領主と武士団の形成

- **大名田堵**のなかには、さらに大規模な〔1 **開発**〕をおこなう者が現れる
- 堀や土塁をめぐらした屋敷地（堀の内）を構える
  - 付近の荒田・荒野の開発を〔2 **国衙**〕に申請
  - 開発後はその土地の〔3 **私有**〕が認められ、臨時雑役が免除される（通例）
- 屋敷地や開発地を拠点に領域の農民を支配する…〔4 **開発領主**〕とよばれる
- 開発領主は所領を守るために〔5 **武装**〕
- **開発地の地名を名字として名乗ることが多い**
  - 一族の〔6 **家の子**〕や〔7 **郎党(等)・下人**〕からなる〔8 **兵の家**〕が各地で生まれる



## 《武士団》の形成につながる

### ②在庁官人と国衙領

- 11世紀中頃、開発領主の一部は国衙行政を担当する〔9 **在庁官人**〕となる
- 国衙の行政区画の再編成
  - そのため、新たな行政区画（保）を設けるなどして開発領主たちを〔10 **郡司・郷司・保司**〕などの職に任命
- 地位と権限が職として世襲され、郡・郷・保などの行政区画が、公領としての意味合い、が薄くなり、〔11 **私領**〕として次の世代に伝わってしまう
- 公領の形式を残したまま **実質的に私領**となった土地…〔12 **国衙領**〕

## 【荘園公領制の形成】

### ①寄進地系荘園

- 11世紀半ば以降、所領を**貴族**や**寺社**に〔13 **寄進**〕し、その保護を仰ぐ
- 所領は貴族・寺社の〔14 **荘園**〕となり、開発領主は下司などの〔15 **荘官**〕に任じられ、領主権のみを保証される
- 寄進を受けた貴族は、自らの荘園領主（領家）の地位を安定させるため、さらに〔16 **摂関家**〕や〔17 **院**〕などに寄進（**本家**）
- **領家・本家**のうち、荘園の実質的支配権をもつ側を…〔18 **本所**〕
  - ⇒⇒ このような荘園を〔19 **寄進地系荘園**〕と呼ぶ
  - ＜東国・九州に多くみられた＞

### ②中世村落

- 田堵などの有力農民たちによる小規模な開発
  - 彼らが結合し、主導する新しい村落（中世村落）の形成がすすむ
- 荘園領主が開発領主を介在させず、直接村落の住人を支配する荘園もあらわれる

### ③領域的な支配をする荘園

- 荘園には耕地のほか、山野河海も含まれるようになる
  - 荘園領主も地域的なまとまりに対し領域的な支配…**領域型荘園**としての性格
- 〔20 **検田使**〕や**追捕使**の入部を拒否する〔21 **不入の権**〕を認めさせる
- 不入の権が認められた荘園は、〔22 **官省符荘**〕（朝廷公認荘園）として租税免除の特権〔23 **不輸の権**〕を与えられることが多い（＝不輸租田）
- 朝廷ではなく「国司」が租税免除の特権を与えた場合は…〔24 **国免荘**〕
- 11世紀後半以降「**不輸・不入の権**」を獲得したことで、**荘園領主が国衙の干渉を受けることなく土地と人民を支配することが可能**…“課税逃れによる利益が大”
  - ⇒⇒ 上記のような【**寄進地系荘園**】に対し、荘園領主（寺社や貴族）が自らの財力を使って荒野を開墾し私有地化した荘が【**墾地地系荘園 / 自墾地系荘園**】であり、その国の「国衙」の干渉&納税義務は免れない（国司⇒朝廷：掌握可能）

### ④荘園公領制

- 荘園の増加
  - 全国的な「荘園の増加」…12世紀前半（とくに鳥羽院政期）から加速化する
- そのため各国の「国衙領」は著しく減少したが、引き続き「国衙支配の基盤」として維持される
- **荘園と国衙領**で複合的に構成される土地制度のこと＝〔25 **荘園公領制**〕
  - 中世社会はこのシステムの上に成り立っていたのである